

大森駅山王口商店会 会則

第1条(名 称)

本会は、大森駅山王口商店会と称し、以下「本会」という。

第2条(目的及び組織)

本会は山王二丁目とその周辺の地域、歴史、文化的特性を生かし、会員の相互扶助の親睦と事業の健全な発展、あわせて地域の町会及び住民と相携えて、豊かで健全な街づくりを目的とする。

第3条 (所在地)

本会は、天祖神社社務所(東京都大田区山王2-8-2)内に天祖神社、山王二丁目町会と共同で事務所を置く。

第4条(事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 売り出し、宣伝、広報等、共同販売促進事業など、会員の事業の発展に寄与する事業。
- (2) 本会会員の相互の親睦に関する事業。
- (3) 地域の安心、安全、環境、美化など健全な発展、改善を行うための事業。
- (4) その他総会ならびに理事会で必要と認めた事業。

第5条(役 員)

本会に次の役員をおく。

会 長 1名	副会長 必要に応じて若干名	理事若干名
会 計 1名	監 事 若干名	

第6条(役員を選出)

- 1 総会において理事を選出する。
- 2 会長、副会長、会計、幹事は、理事の互選とする。

第7条(役員任期)

- 1 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第8条(役員任務)

- 1 会長は、本会を代表して会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、会の運営を行う。
- 4 理事会は、事業遂行のため会員(その従業員等を含む)を構成員とした委員会を構成できる。
- 5 会計は、本会の会計を担う。
- 6 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会の事業と会計事務を監査すること。
 - (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。
また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

第9条(顧問及び相談役)

- 1 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 顧問及び相談役は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

第10条(会 員)

本会の会員は、大森駅貝塚商店会を除く、山王二丁目町会エリアとその外周道路に接する、自己所有事業所の事業者、土地や建物を賃貸する事業者、この管理サービス事業者、貸借し事業を営む事業者、および池上通りに面し(路地を含む)、当会の設置したほぼ連続した施設の範囲(以下、当会の施設範囲という)にあたる者、および、当会の運営に協力する者とする。

第11条(入 会)

- 1 前条に定める本会会員たる資格を有する者は、本会会員の推薦を受け、理事会の承認後、総会の承認、あるいは総会の承認を得て入会することができる。
- 2 理事会承認後、総会承認まで、暫定会員とすることが出来る。
- 3 暫定期間は、総会までの月数に応じて、月割りの会費を納めるものとする。

第12条(脱 会)

- 1 本会会員はあらかじめ書面をもって本会に通知の上、年度末に脱会することができる。
- 2 前項により脱会する場合は、会員中に負担すべき会費等債務について、脱会年度の必要な費用を含め、全額精算しなければならない。

第13条(表 彰)

本会会員が本会の発展に著しく貢献があると認められた場合、総会の決議により表彰することができる。

第14条(戒告・除名)

- 1 本会会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、弁明する機会を与えたうえ、総会の決議により当該会員の戒告または除名することができる。
 - ・本会の名誉を傷つける行為があった時。
 - ・本会を利用して不正なことを行った時。
 - ・本会の事業を妨げまたは妨げようとした時。
 - ・本会則及び総会で決議された事項に違反した時。
 - ・第14条に定める本会の一般会費を6ヶ月以上滞納した時。
- 2 前項各号により本会が被った損害については、本会は当該会員に対し請求することができる。

第15条(経 費 等)

- 1 本会の経費は、一般会費・施設維持会費・看板負担金・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。
- 2 一般会費は会員ごとの年額を総会で決定する。月度の分割払いを可能とする。また、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。
- 3 施設維持会費は、別途細則を設ける。
- 4 下記の場合、会員の会費、維持会費の減免を理事会で決定できる。
 - 1)収益を生んでいない場合。
 - 2)池上通り(袋小路含む)に面していない場合。
 - 3)法人と個人やグループ企業などで、資本関係にあるなどの場合。
 - 4)休業など(期間を限って)の場合。

第16条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条(総会開催)

- ・本会の総会は会員で構成し、議長は会長が行う。
- ・会長が都合で議長ができない場合は、会長が議長を指名する。
- ・総会は定例総会及び臨時総会とする。定例総会は毎年6月に開催する。臨時総会は必要に応じ開催するものとし、会長がこれを召集する。

- ・総会は会員の2分の1以上の出席と委任によって成立する。ただし、適正な告知にも関わらず、無断欠席した場合は、委任したものとみなす。
- ・総会の決議方法は出席者の過半数をもって決定する。ただし可否同数であった場合は会長がこれを決定する。

第18条(総会議決事項)

総会に付議する事項は次の各事項とする。

- ・本会の事業報告の伴った収入、支出、決算に関する事項。
- ・役員を選出に関する事項。
- ・本会の事業計画に関する事項。
- ・本会の予算に関する事項。
- ・本会の会則、細則改正に関する事項。
- ・第15条に定める会費額に関する事項。
- ・会員の表彰・戒告・除名に関する事項。
- ・会員より提出のあった議案、本会の事業運営上必要な事項。
- ・その他会長が必要と認めた事項(議上における議案提出を含む)。
- ・入退会に関する事項。

第19条(細 則)

理事会は細則を設けることができる。

第20条(そ の 他)

この会則の施行にあたり必要な事項は会長が理事会にはかり別に定める。

附 則

本会則は、令和3年6月26日より施行する。

本会会則を配布する場合は、配布年度と当該の会長名、会費額、施設維持会費額、看板負担金額等、発行している細則を明記する。

改定された場合は、その年月日を付記する。

付 記

配布年： 令和3年度

会長： 塩川 晃平

会費等については、総会で理事会にゆだねられ、R03年8月11日の理事会で、下記のように決定された。

新会費＝30000円(2500円/月)

新維持会費＝アーケード部分＝600円/1m

街路灯部分＝100円/1m

街路灯で拡幅時残る部分＝350円/1m

新会費の適用要件＝新規加入の会員より適用する。

従来会員は、個別に説明の上、承認の得られたところから切り替える。

看板負担金額：1000円(月)

送料通信事務費：未定 ……Eメールでない場合

細則：

施設維持会費細則

看板設置細則